

社団法人 プラズマ・核融合学会 定款

昭和63年7月1日	文部大臣認可
平成3年7月29日	変更認可（第16条）
平成5年9月24日	変更認可（第8条）
平成11年11月12日	変更認可（第8条、及び 第21条から第47条）
平成13年7月31日	変更認可（第2条）
平成15年7月23日	変更認可（第2条）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、社団法人プラズマ・核融合学会と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を名古屋市千種区内山三丁目1番1号に置く。

（支 部）

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第4条 本会は、プラズマ理工学及びその核融合制御への応用に関する学理並びに関連技術についての研究の発表及び連絡、知識の交換、情報の提供等を行なうことにより、この分野における研究の進歩を図り、もって我が国における学術の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 学術集会、講演会、講習会等の開催
- (2) 会誌、研究報告及び資料等の刊行
- (3) 内外の関連学術団体との連絡及び協力
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

（会員の種別）

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 プラズマ理工学及びその核融合制御への応用に関する学識、経験を有する個人
- (2) 名誉会員 プラズマ理工学及びその核融合制御への応用について功績顕著な個人又は本会の目的達成に多くの貢献をした者で総会の議決によって推薦された個人
- (3) 学生会員 学生であってプラズマ理工学及びその核融合制御への応用に関する課程を履修している個人
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
- (4) 特別会員 プラズマ理工学及びその核融合制御への応用に関連する研究の情報交流により、本会の目的達成に寄与することができる個人又は団体

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 本会の入会金及び会費は別に定める。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは喪失宣告を受け、又は団体である会員が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の3分の2以上の議決を経て、会長がこれを除することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。

第4章 役員、評議員、代議員及び職員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上18名以内（うち会長1名、副会長2名、常務理事1名）
- (2) 監事 2名

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員及び名誉会員の中から選任する。

- 2 理事は互選により、会長、副会長及び常務理事を選任する。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務)

第14条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、本会の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項

以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行なう。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、毎年役員半数を改選するものとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び総会において、それぞれ出席者の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

(評議員)

第19条 本会には、評議員50名以上100名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、会長が任命する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員の選任に当たっては、役員とその親族その他特別の関係にある者の数又は特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の数の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 評議員には、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第20条 評議員は、評議員会を組織し、この定款に定めるもののほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要な事項について審議し、助言する。

(代議員)

第21条 本会には、代議員100名以上200名以下を置き、民法上の社員とする。

- 2 代議員は、別に定める方法により、正会員及び名誉会員の中から選出する。
- 3 代議員は、総会構成員として、この定款に定める事項を行なう。
- 4 代議員については、第16条(役員任期) 第17条(役員解任) 第18条(役員報酬等)の

規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「代議員」と読み替えるものとする。

(職員)

第22条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集)

第23条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数等)

第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第25条 評議員会は、会長が招集する。

- 2 評議員会の議長は、会議のつど、出席評議員の互選で定める。
- 3 評議員会には、第23条第2項及び前条の規定を準用する。この場合において、「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(総会の構成)

第26条 総会は、代議員をもって組織する。

(総会の種類)

第27条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の招集)

第28条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、代議員現在数の2分の1以上又は正会員及び名誉会員現在数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、会議のつど、出席代議員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第30条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(総会の定足数等)

第31条 総会は、代議員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した代議員及び他の代議員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第32条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第33条 全ての会議には、議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印の上、これを保存する。

第6章 財産および会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第35条 本会の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第37条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第38条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第40条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告及び財産増減事由書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第41条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第42条 第37条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第43条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、理事会における理事現在数の4分の3以上の議決及び総会における出席者数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(解散)

第45条 本会の解散は、理事会における理事現在数の4分の3以上の議決及び総会における出席者数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第46条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会における理事現在数の4分の3以上の議決及び総会における出席者数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第47条 本会の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員、評議員、代議員及びその他の職員の名簿及び履歴書

- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会、評議員会及び総会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の種類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会及び総会の議決を経て、会長が別に定める。

付則

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、平成11年度から適用する。